



旭川市立旭川第五小学校



旭川市立桜岡中学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月

(令和6年4月改定)

旭川市立旭川第五小学校・桜岡中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童生徒だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

私たち旭川第五小学校・桜岡中学校教職員は「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組み、児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができる学校の実現を目指します。

そのために、本校ではまず、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定して、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

その具体は、旭川第五小学校では、年度当初に集会を開き、いじめや仲間はずれは絶対にしないことを誓うと共に児童が温かい心で安心して学習・生活できることを目指します。

中学校では、「いじめを防止するために、一人ひとりができること」を考える集会を開き、全員が標語を作成します。また、いじめのない学校を維持するために、お互いを知ることや個性を尊重することの大切さについて改めて考える機会を設け、いじめ撲滅の意識強化を図ります。さらに、小中併置校の良さを生かし、児生会が中心となって、「ストップいじめ宣言」や「いじめ根絶標語」を作成して校内に掲示し、啓発活動を行います。

以上の取組を推進することで、いじめの未然防止に努めていきます。

参照

市基本方針 P 1, 2, 8, 9

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法における基本理念を踏まえ、条例第3条には、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、全ての児童生徒がいじめを行わず、皆が安心して学校生活を送れるように、万が一いじめを認識したときには見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるように、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ります。



市基本方針 P 2

2 市立学校の責務等

旭川市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校では、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有していじめの未然防止に取り組みます。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にできるよう努めるものとする。

2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校では、保護者や児童生徒、地域の方々と連携を図り、地域の多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育や、他者の気持ちを理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育む教育活動や体験活動を行います。



市基本方針 P 3

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 本校は小中併置校であり、同じ校舎で9か年を共に過ごす児童生徒が大半を占める。そのため、一度関係をこじらせた児童生徒間でのトラブルが再発しやすい環境にある。このことを踏まえ、小中の区別なく、全教職員が全校児童生徒を見守り、互いに情報交流を密にすることでいじめの未然防止に努める。



市基本方針 P 4, 5

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

本校は、小中共にクラス替えがないため、同じ仲間と9か年を過ごす傾向にある。慣れた間柄であるために、相手への礼儀が欠けたり、利己的になったりすることのないよう、日ごろから、良好な人間関係づくりを目指す指導を徹底します。



市基本方針 P 5, 6

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。

- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童生徒の発達に段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。
- 本校は、小中共にクラス替えがないため、同じ仲間と9か年を過ごす傾向にある。さらに、小学校は複式学級であるため、1学年違いの上級生や下級生も同級生と相違ない間柄である。これは『上級生が下級生の面倒を見る』という本校の良い校風である一方で、時に、関係が近すぎることによるパーソナルスペースへの侵害を引き起こす。しかし、構築した関係性が崩れることを恐れ、なかなか嫌だと言い出せないことが起因となり、いじめが起こり得る。



市基本方針 P 6, 7

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

単に謝罪をもっていじめが解消されたと判断するのではなく、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行います。いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

- (1)いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童生徒の保護者に対し、関係児童生徒の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。
- (2)いじめが解消した状態に至っても、再発防止のため当該児童生徒を注意深く観察する。



市基本方針 P 7

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。



市基本方針 P 8

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

本校では、教職員一人一人が、「いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、令和5年に制定された「旭川市いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止対策『旭川モデル』の施策を推進して学校いじめ防止基本方針を策定しています。本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）【資料①】、早期発見・事案対処マニュアル【資料②-1】に基づく取組、学校いじめ対策組織を中心としたPDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

前年度、本校でいじめと認知した件数は0件でした。これは、全教職員が一丸となり、組織として適切に対応する体制が整っていた成果でした。加えて、児童生徒が主体的に集会を開いて、いじめを未然に防ごうとする意識を高め合い、お互いに気持ちよく過ごそうとする態度がこれまで以上に育まれたことも後押ししました。

学校評価においても、「学校はいじめ防止に取り組み、いじめについて相談しやすい環境である」の項目で児童生徒から4.4以上の評価を、「アンテナを高くして、児童生徒理解及び実態把握を行い、いじめの未然防止など、よりよい生活環境づくりに努めている」の項目で教職員から4.7以上の評価を、そして「学校はトラブル発生時には、その解決のために素早く対応している」の項目で保護者から4.5以上の評価を得たことから、日頃から児童生徒に対して真摯に向き合う教職員の姿勢が評価されたと考えられます。

前年度のいじめアンケート調査では、全児童生徒が「いじめはどんなことがあっても許されない」と強く考えていることが判明しました。しかし、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した小学生がいなかった一方、中学生では1割いたため、「相談窓口一覧」を定期的に配付し、困っていたり、悩んでいたるときは一人で抱え込まず、必ず誰かに相談することを徹底して呼びかけました。

今年度は、「いじめアンケート（年5回）」の実施、「心と身体のストレスチェック（年5回）」の実施、「いじめを扱った道徳の授業や旭川市いじめ防止対策推進条例についての授業 ※必要に応じて（年2回）」の実施、「いじめの未然防止を目指す授業や困ったときのSOSの出し方の授業（年2回）」の実施、更に、「生命（いのち）の安全教育、SNSの適切な利用に係る学習」や「人権教室、CAP（子どもへの暴力防止）小学生ワークショップ」【など、9カ年を通して計画的に「人権教育」を行います。

こうした取組を通じて、すべての児童生徒が「いじめは許されない」という考えのもと、安心した学校生活を送ることができる体制づくりを目標としていきます。



市基本方針 P 2 1

2 児童（生徒）が主体となった取組の推進

本校では、学級活動や児生会活動を通じて、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめの防止に主体的に取り組む活動を支援します。

【主な取組】

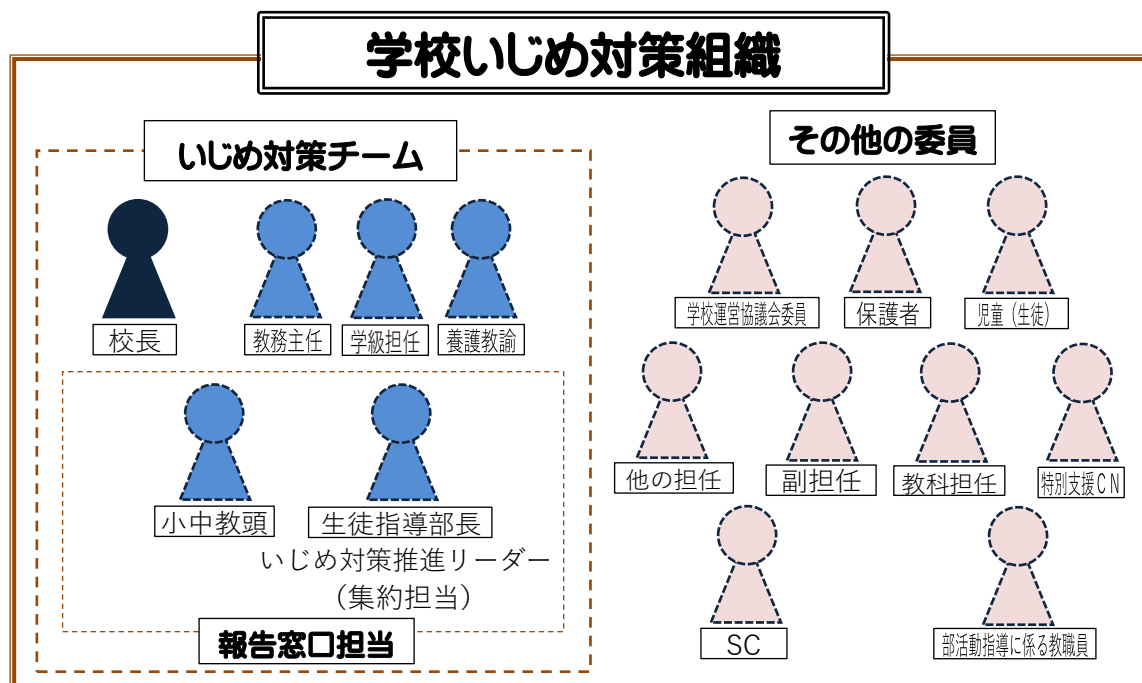
- ・「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）」の策定
- ・旭川市中学校連盟生活部との共催による「生活・学習Actサミット」の参加
- ・生活・学習Actサミットにおける協議等を受けての児生会主催「いじめ未然防止集会」の開催
- ・「いじめ防止標語コンクール」の企画・運営
- ・いじめ・非行防止強調月間における「いじめ未然防止集会」など



市基本方針 P 2 5, 2 6

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



参照

市基本方針 P 2 1, 2 2

(2) 学校いじめ対策組織の体制

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込まず、組織的な対応をすることで、未然防止・早期解決に努めます。そのために、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策チーム」を設置し、以下の体制を整備します。

- ①いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込まず、直ちに全てを報告・相談しやすい環境を整える。
- ②児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、その全てをいじめ対策推進リーダーに報告し、ただちに緊急会議を開催して情報の共有を徹底する。
- ③共有された情報から事実関係を把握し、いじめであるか否かを速やかに判断する。(迅速な判断を要する場合は、全員が揃わなくとも機動的に対応する。)
- ④集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有する。
- ⑤定例の「学校いじめ対策組織会議」を月に1度開催し、SCが参加する機会を学期に1度設ける。
- ⑥いじめ問題に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学にあたって適切に引き継いだり情報提供したりする。

参照

市基本方針 P 2 2

(3) 学校いじめ対策組織の役割

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ②いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ③いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめの情報があったときには、「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ⑤いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行
- ⑥いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施
- ⑦学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等の校内研修を企画し、計画的に実施
- ⑧学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての、点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）
- ⑨学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に理解される取組の実施
- ⑩いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも理解される取組の実施
- ⑪「いじめ対策チーム」による会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し、文書管理規定の保存年限を厳守の上、整理・保管

参照

市基本方針 P 2 3

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修において周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ②教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を「ミニ研修」として還元したり、会議資料を回覧したりして教職員全員の共通理解を図る。
- ③全教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成する。

- ④いじめの未然防止に向けた授業を年に2回行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の作成を支援し、集会等を開いて「学校いじめ対策組織」の存在や活動について、児童生徒が容易に理解できる取組を進める。
- ⑤いじめの未然防止の重要性について理解を深めるため、教職員への研修、児童生徒への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組む。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育を実施し、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育む。
- ②児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- ③家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- ④児童生徒の発達段階に応じて、他者の気持ちを理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を行う。
- ⑤意見の相違があっても、互いを認め合って解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ⑥インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の力の育成に取り組む。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスや、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にされた分かりやすい授業づくりを推進する。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- ③児童生徒が主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進め、児童生徒の望ましい人間関係を形成する力を育む取組を推進する。
- ④「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行い、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑤「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行う。

⑥配慮を必要とする児童生徒の交友関係の情報を把握し、グループ活動やペア活動時の編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高める取組を推進する。
- ②児童生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行う。
- ③自己肯定感が高まるよう、困難を克服できるような体験の機会を設ける。
- ④小・中学校間で連携した取組を通じて、自己有用感や自己肯定感、社会性を育む。

参照

市基本方針 P 23～25

5 いじめの早期発見

本校では、いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、隠したり軽視したりすることなく、積極的に幅広く認知します。また、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに次の取組を進めます。

- (1)日常の観察や児童生徒との触れ合い、定期的なアンケート調査やストレスチェックの実施、学校ネットパトロールの計画的な実施、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に取り組むとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりを進める。
- (2)アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施するが、個人が特定されないよう、面談の実施方法、時間、場所には細心の注意を払う。
- (3)校内のいじめの相談窓口、保健室（養護教諭）や相談室（SC等）の利用、関係機関の相談窓口について、学校便り等により周知して相談しやすい体制を整備する。
- (4)家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

参照

市基本方針 P 26

本指針 資料③, ④, ⑤

【資料③】

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童生徒氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができてることがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

児童生徒氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

清掃や放課後の様子

児童生徒氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。……………〔 〕
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。……………〔 〕
- 部活動の話題を避ける。……………〔 〕

【資料④】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立旭川第五小学校・桜岡中学校

電話 0166-36-3441

【資料⑤】

おも そうだんまどぐち
主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞ 0120-126-744（いじめなしよ）
 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞ 0120-677-110 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞ 0120-007-110（ゼロゼロなのひやくとおばん）
 ＜受付時間＞ 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ 0166-31-5511 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

＜電話番号＞ 050-3383-5566 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

＜電話番号＞ 0166-46-5243 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ 0120-3882-56
 0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
 ＜受付時間＞ 毎日24時間 ＜メール相談＞ sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Web サイト＞ <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞ 011-231-4343 ＜受付時間＞ 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

＜電話番号＞ 050-3786-0799 または #8891
 ＜受付時間＞ 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）
 ＜メール相談＞ sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。
 旭川市立旭川第五小学校・桜岡中学校 電話 0166-36-3441

6 いじめへの迅速かつ適切な対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- ②児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
- ④発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有するとともに、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑤いじめを受けたとされる児童生徒が関係児童生徒への事実確認を望まない場合や、聴き取りの内容に食い違いがある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童生徒の見守り等を行う。
- ⑥いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行う。
- ⑦いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡し、教育委員会にも報告する。
- ⑧インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。
- ⑨犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- ⑩児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者への支援

- ①いじめを受けた児童生徒から、自尊感情を高めながら事実関係の聴取を迅速に行う。
- ②送迎時や家庭訪問により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝える。
- ③いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- ④いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑤いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童生徒を別室において指導するなど、いじめを

受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

- ⑥いじめを受けた児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、当該児童生徒の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供する。
- ⑦いじめを受けた児童生徒が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、SC や SSW の協力を得て対応する。
- ⑧状況に応じて、スクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童（生徒）への指導及びその保護者への助言

- ①いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
 - ②事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - ③いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ④いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
 - ⑤児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ※いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした対応をする。
- ※教育上必要があると認めるときは、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ②はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- ①他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。
- ②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭によるチームを編制し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切に役割を分担する。
- ③チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底する。
- ④事案に応じて、SCを含めたチームで対応するとともに、関係機関との連携を図る。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ①学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないように、連携を密にする。

参照

市基本方針 P 26～30

7 いじめの解消

本校では、単に謝罪をもっていじめが解消されたと判断するのではなく、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行います。いじめの解消に向けては、次の取組を進めます。

- (1)いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童生徒の保護者に対し、関係児童生徒の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。
- (2)いじめが解消した状態に至っても、再発防止のため当該児童生徒を注意深く観察する。
- (3)学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、年度初めや各学期末に資料を配付して、児童生徒、保護者に周知する。
- (4)いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、年度初めに保護者等に対して説明する。

参照

市基本方針 P 30

本指針 資料②-1, ②-2

8 家庭や地域、団体との連携

本校では、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1)学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。
- (2)学校いじめ防止基本方針を学校のHPに掲載し、児童生徒、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるようにする。

参照

基本方針 P 30, 31

【資料②— 1】

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 学級担任等 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。
校	<input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。
庭	<input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

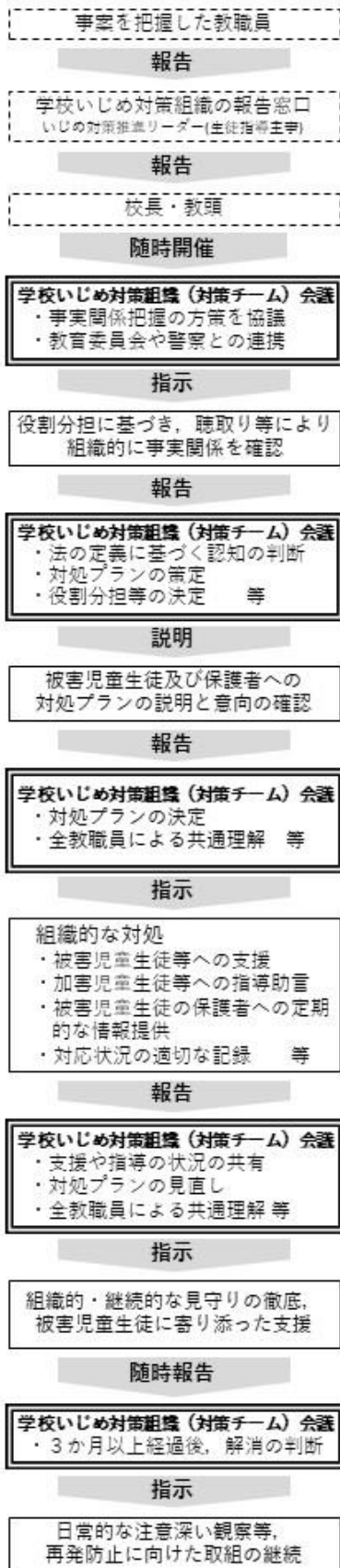
【資料②-2】

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



把握した情報の速やかな報告

いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか(当日のうち)に、報告窓口担当のいじめ対策推進リーダー(生徒指導主事)に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催①

いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議(又は、対策チーム会議)を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に連絡します。
 ※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催②

事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
 いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ(疑いを含む)事案全て報告
 困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催③

いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じて、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
 いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に連絡します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
 困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催④

毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

認知後に設定した見守り期間(少なくとも3か月)の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催⑤

上記④及び⑤について情報共有し、いじめの解消を判断します。
 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
 いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

9 関係機関等との連携

本校では、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1)いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- (2)いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、SC、スクールサポーター等の外部専門家を加えて対応する。
- (3)いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡し、教育委員会にも報告する。

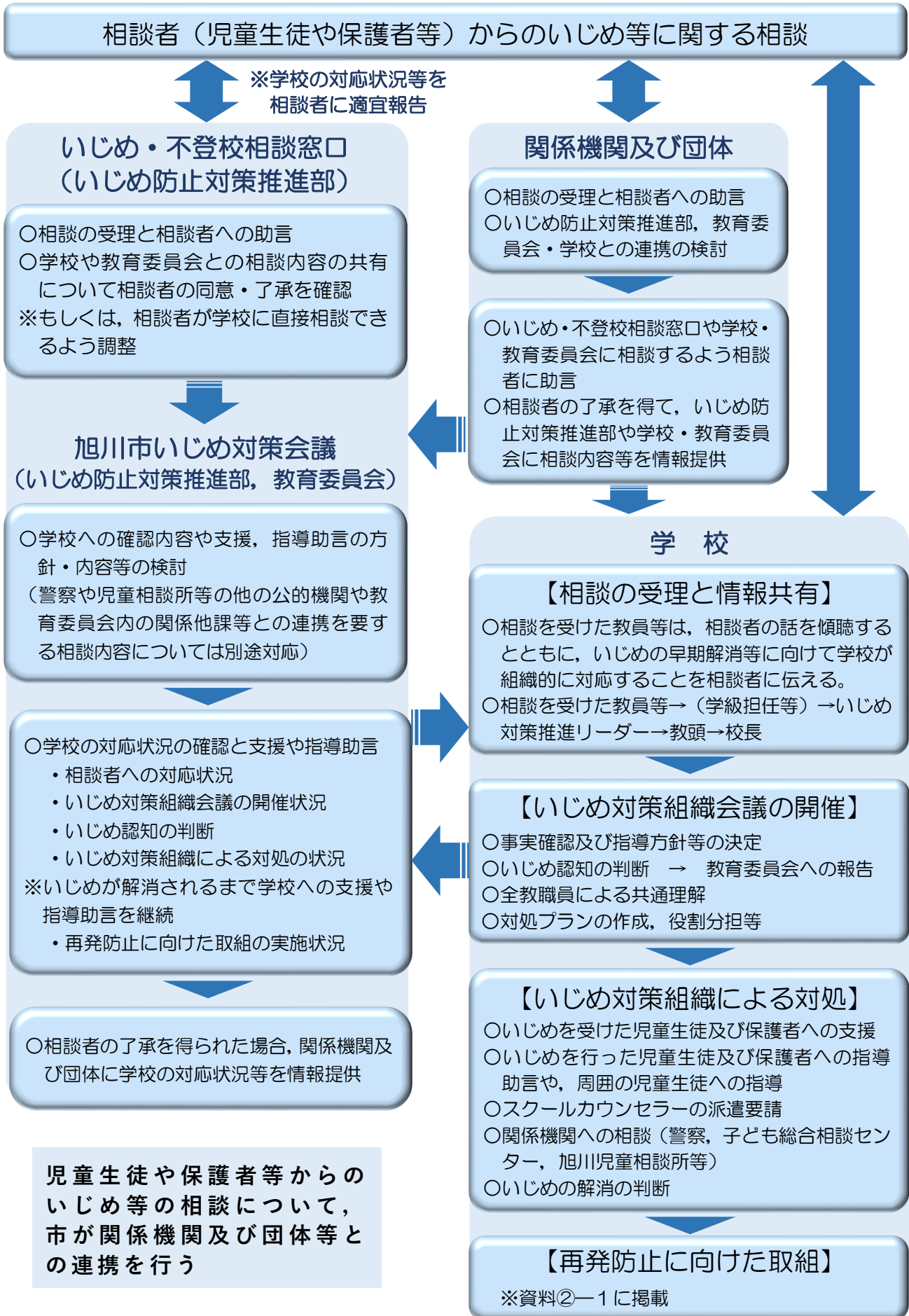
参照

市基本方針 P 3 1

本指針 資料⑥

【資料⑥】

いじめ等に関する相談対応フロー



10 重大事態への対処

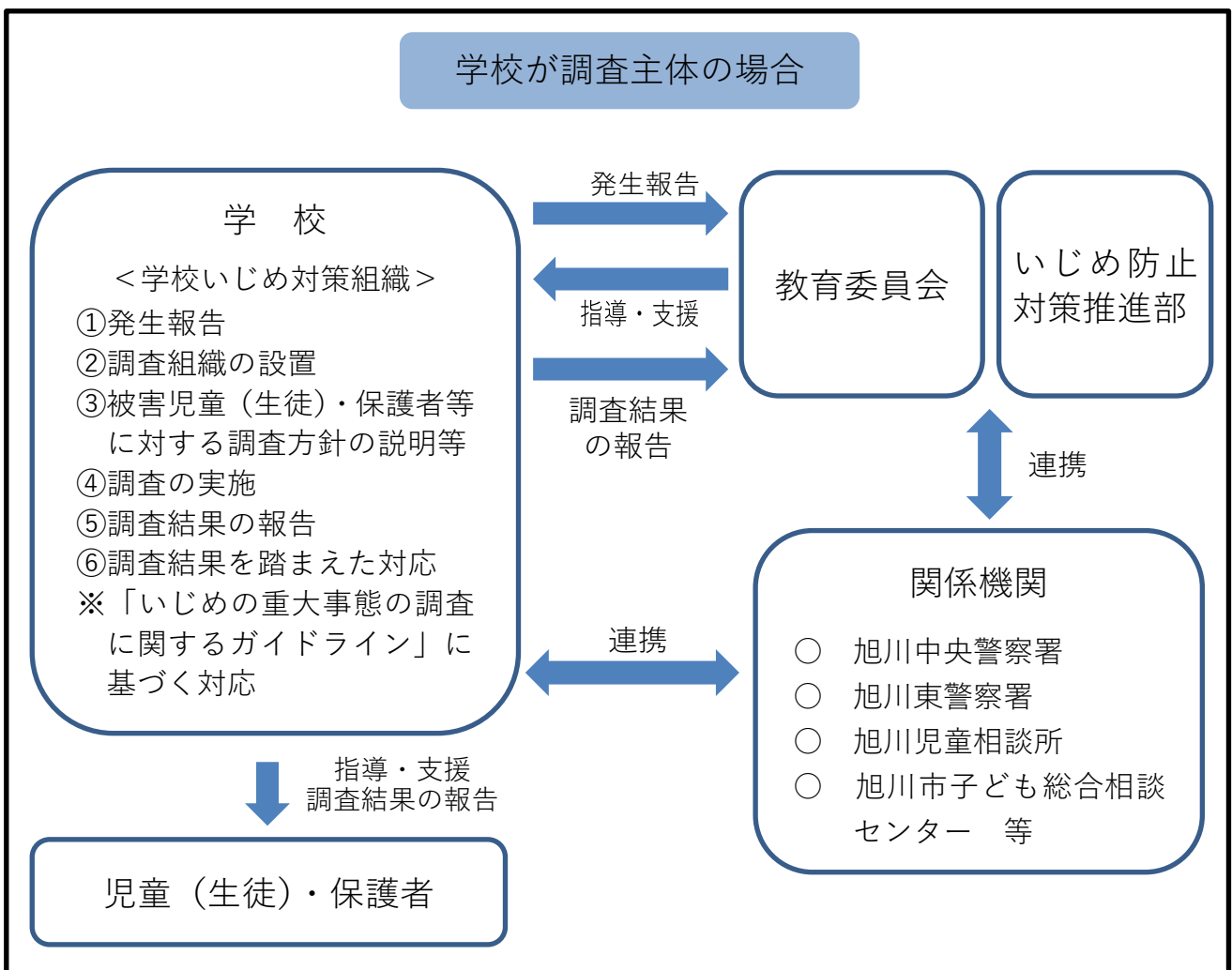
(1) 重大事態の発生と緊急対応

本校では、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

参照

市基本方針 P 3 1

(2) 学校による調査



参照

市基本方針 P 3 2

(3) 不登校重大事態に係る対応

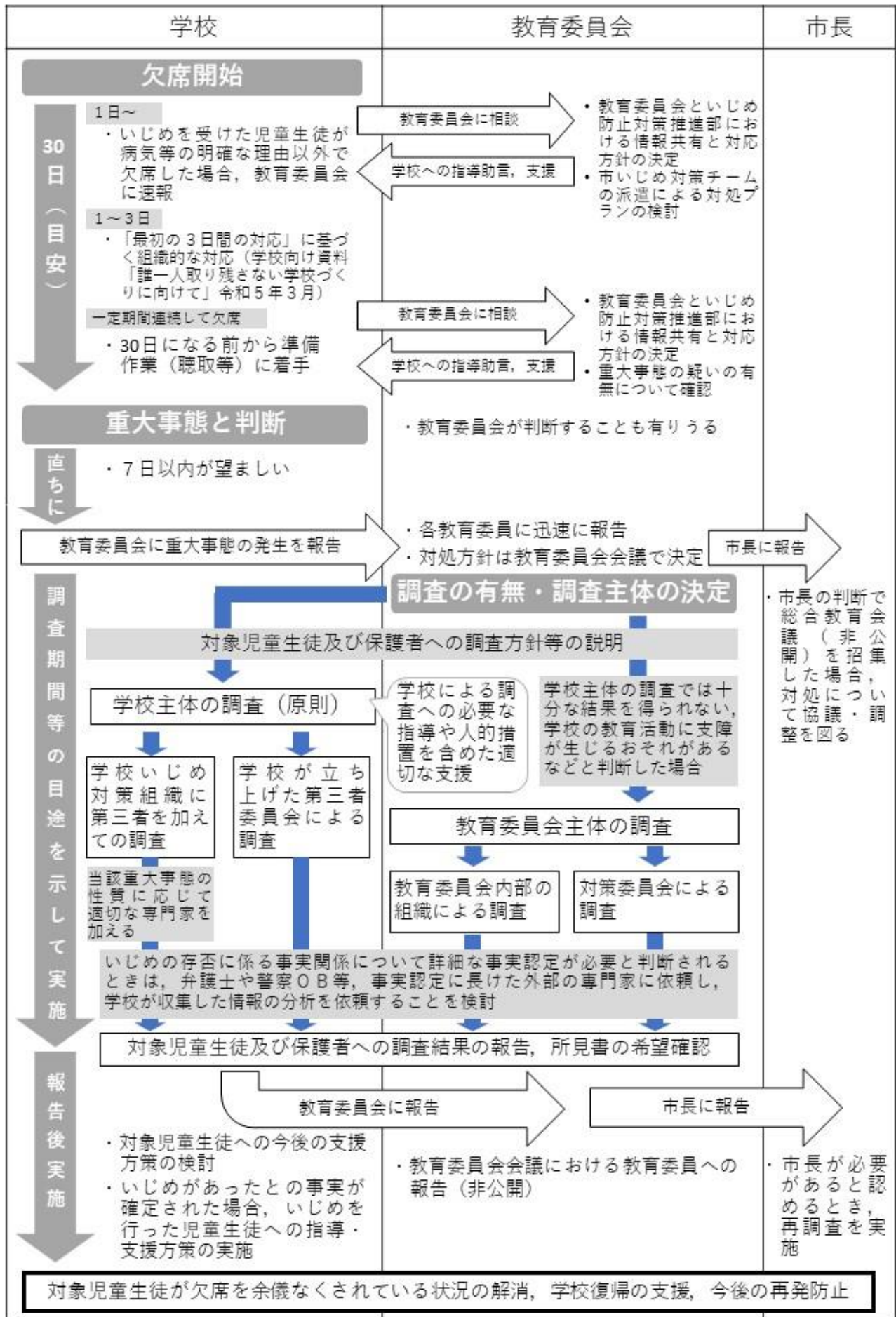
参照

市基本方針 P 3 2

本指針 資料⑦

【資料⑦】

不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

本校では、学校いじめ防止基本方針の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図り、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進めます。



市基本方針 P 21, 22

12 学校いじめ防止プログラム



本指針 資料①